

平成30年度版

(平成30年4月1日現在)

# 障がい（児）者福祉サービスのしおり



美郷町福祉事務所

障がい者支援係

電話 0855-75-1931

町内無料電話 375-1931

しおりの内容が変更されている場合があります。  
詳しくは関係機関等にお問い合わせください。

## 目次

I.	身体・知的・精神障害者福祉法に基づくサービス	2
1.	障害者手帳	2
(1)	身体障害者手帳	
(2)	療育手帳	
(3)	精神障害者保健福祉手帳	
II.	各種法律に基づくサービス	9
1.	手当	9
(1)	特別児童扶養手当	
(2)	特別障害者手当	
(3)	障害児福祉手当	
2.	年金制度	11
(1)	障害基礎年金	
(2)	障害厚生（共済）年金	
III.	障害者総合支援法に基づくサービス	12
1.	自立支援医療	12
(1)	更生医療、育成医療	
(2)	精神通院医療	
2.	補装具	14
3.	介護給付、訓練等給付	16
4.	地域生活支援事業	20
IV.	相談員制度	25
1.	身体障害者相談員	25
2.	知的障害者相談員	25
V.	県制度に基づくサービス	26
1.	福祉医療	26
2.	島根県重症心身障がい者相談員	26
3.	島根県心身障がい者扶養共済	27
4.	思いやり駐車場制度	27
5.	難聴児補聴器給付事業	28
VI.	障がい者支援団体	29
VII.	支援機関等連絡先	30

# I. 身体・知的・精神障害者福祉法に基づくサービス

## 1. 障害者手帳

### (1) 身体障害者手帳

区分	手続	手続に必要なもの	申込先
新規申請	交付・再交付申請書	① 指定医による診断書 ② 写真(縦4cm×横3cm) ③ 印鑑 ④ 個人番号及び身元確認書類	福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931
障がいの程度や内容が変わったとき		① 指定医による診断書 ② 写真(縦4cm×横3cm) ③ 身体障害者手帳 ④ 印鑑 ⑤ 個人番号及び身元確認書類	
紛失・破損したとき		① 身体障害者手帳(破損の場合) ② 写真(縦4cm×横3cm) ③ 印鑑 ④ 個人番号及び身元確認書類	
居住地・氏名が変わったとき	居住地等変更届	① 身体障害者手帳 ② 印鑑 ③ 個人番号及び身元確認書類 (転入の場合、転入先で手続き)	町内無料電話 375-1931 大和事務所 電話 0855-82-3121
死亡・自己都合による返還	返還届	① 身体障害者手帳 ② 印鑑 ③ 個人番号がわかる書類	町内無料電話 382-3121

### 【 身体障害者手帳の各種料金割引・減免 】

制度	内容			備考	
JR旅客鉄道株 旅客運賃割引	対象者	第1種身体障がい(児)者	第2種身体障がい(児)者	12歳未満の第2種身体障がい児	窓口で手帳を呈示し、 割引乗車券を購入する。 ※注1：特別急行券除く 詳しくは JR西日本お客様センター 電話 0570-00-2486
		本人及び介護者	本人	本人及び介護者	
	普通乗車券	介護者と乗車 → 割引	単独で乗車	×	
		単独で乗車 → 片道100kmをこえる 区間について割引	→ 片道100kmをこえる 区間について割引		
		介護者と乗車 → 割引	×		
	定期乗車券	※介護者は通勤定期に限る	×	※介護者は通勤定期に限る	
回数乗車券	介護者と乗車 → 割引	×	×		
急行券 ※注1	介護者と乗車 → 割引	×	×		
割引率	50%				

航空運賃割引	対象者	第1種身体障がい(児)者	第2種身体障がい(児)者		詳しくは航空会社に 問い合わせください
		本人及び介護者	本人		
	航空券	普通大人(小人)片道運賃			
	割引率	航空会社・時期・路線等により異なります			
県内運賃割引		バス	電車	旅客船	乗車券購入の際に手帳を 呈示し、購入する。 詳しくは適用会社に 問い合わせください。
	対象者	身体障害者手帳 第1種……本人及び介護者 第2種……本人			
	適用会社	市町村営バス、石見交通 一畑バス、松江市営バス 中国JRバス、日の丸自動車 隠岐海士バス	一畑電車	隠岐汽船	
	割引率	50%			
タクシー運賃割引	割引率	10%(10円未満端数を切捨て)			詳しくはタクシー会社に 問い合わせください。
有料道路 通行料金割引	対象者	第1種身体障がい(児)者	第2種身体障がい者		福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931
		本人及び介護者	本人		
	【手続きに必要なもの】 手帳、運転者の免許証、割引対象の車の車検証 (ETC御利用の場合は、ETCカード、ETCセットアップ申込書、証明書も必要です。)				
NHK放送受信料 免除	・全額免除・・・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で 世帯全員が住民税非課税 ・半額免除・・・視聴覚障がい者又は 重度の身体障がい者(1, 2級)の方が世帯主		〒690-0065 松江市灘町1-21 NHK松江放送局 電話 0852-32-0702		大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121
郵便料金減免	・無料・・・点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物 ・半額・・・盲人用点字小包郵便物 聴覚障がい者用小包郵便物(聴覚障がい者用ビデオテープ)				詳しくは郵便局に 問い合わせください。
無料番号案内	視覚障がい1～6級 肢体不自由1～2級 (上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) ふれあい電話 フリーダイヤル 0120-104174				詳しくはNTTに 問い合わせください。
携帯電話割引制度	携帯電話各社の携帯電話基本使用料等が割引になります。				詳しくは携帯電話各社へ 問い合わせください。
施設利用料の減免	県内各施設の利用料が減免になります。 町内：ゴールデンユートピア利用料				詳しくは各施設に 問い合わせください。

税金	所得税	本人又は配偶者、扶養親族が障がい（児）者の場合、所得控除の加算があります。 ・ 障害者控除（身体障害者手帳3～6級） 控除額27万円 ・ 特別障害者控除（身体障害者手帳1～2級） 控除額40万円 ※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。	浜田税務署 電話 0855-22-0360
	住民税	本人又は配偶者、扶養親族が障がい（児）者の場合、所得控除の加算があります。 ・ 障害者控除（身体障害者手帳3～6級） 控除額26万円 ・ 特別障害者控除（身体障害者手帳1～2級） 控除額30万円 ※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。	住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213
自動車税の減免	自動車の所有者及び運転者によって減免の適用される範囲が制限されています。 ・ 自動車の所有者 障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方（本人の所有する自動車がない場合）	西部県民センター 県央事務所 電話 0854-84-9576	
軽自動車税の減免	・ 運転者 障がい者本人 生計を一にする方・・・障がい者の方のための交通手段として使われること	住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213	
自動車取得税の減免	常時介護する方・・・主として障がい者の通学、通院、通所、生業等の利用に供していること	島根県税務課 電話 0852-37-0341	

## (2) 療育手帳

区分	手続	手続に必要なもの	申込先
新規申請 県外からの転入 再判定 障がい程度の変更 再交付（紛失・破損）	交付等申請書	① 印鑑 ② 写真（縦4cm×横3cm） ③ 療育手帳 （再判定・破損の場合） ④ 旧居住地で交付された療育手帳 （県外からの転入の場合）	福祉事務所 （障がい者支援係） 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931
県内から転入 本人・保護者の氏名等変更	記載事項変更届	① 印鑑 ② 療育手帳	大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121
死亡・本人都合による返還	返還届	① 印鑑 ② 療育手帳	

### 【判定の予約先】

※ 新規判定と18歳未満の再判定は浜田児童相談所（電話 0855-28-3560）

※ 18歳以上の再判定は心と体の相談センター（電話 08552-32-5905）

## 【療育手帳の各種料金割引・減免】

療育手帳A…第1種 療育手帳B…第2種

制度	内容				備考
JR旅客鉄道株 旅客運賃割引	対象者	療育手帳A 本人及び介護者	療育手帳B 本人	療育手帳B（12歳未満） 本人及び介護者	窓口で手帳を呈示し、 割引乗車券を購入する。 ※注1：特別急行券除く。  詳しくは JR西日本お客様センター 電話 0570-00-2486
	普通乗車券	介護者と乗車 →割引 単独で乗車 →片道100kmをこえる 区間について割引	単独で乗車 →片道100kmをこえ る区間について割引	×	
	定期乗車券	介護者と乗車→割引 ※介護者は通勤定期に限る	×	介護者と乗車→割引 ※介護者は通勤定期に限る	
	回数乗車券	介護者と乗車→割引	×	×	
	急行券 ※注1	介護者と乗車→割引	×	×	
	割引率	50%			
航空運賃割引	対象者	航空割引欄に本人又は本人・介護者と記載されている方			詳しくは航空会社に 問い合わせてください。
	航空券	障がい者割引運賃適用			
	割引率	航空会社・時期・路線等により異なります			
県内運賃割引		バス	電車	旅客船	乗車券購入の際に手帳を呈 示し、購入する。 詳しくは適用会社に 問い合わせてください。
	適用会社	市町村営バス、石見交通 一畑バス、松江市営バス 中国JRバス、日の丸自動車 隠岐海士バス (一部介助者含む)	一畑電車 本人・介護者 最低運賃 大人 160円 小人 80円	隠岐汽船 第1種 本人 第2種 本人・介護者	
タクシー運賃 割引	割引率	10%（10円未満端数を切捨て）			詳しくはタクシー会社に問 い合わせてください。
有料道路 通行料金割引	療育手帳A（第1種）：障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗される場合				福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931
	【手続きに必要なもの】 手帳、運転者の免許証、割引対象の車の車検証 (ETC御利用の場合は、ETCカード、ETCセットアップ申込書、証明書も必要です。)				
NHK放送 受信料免除	・全額免除・・・療育手帳をお持ちの方がいる世帯で 世帯全員が住民税非課税 ・半額免除・・・療育手帳Aをお持ちの方が世帯主かつ受信契約者			〒690-0065 松江市灘町1-21 NHK松江放送局 電話 0852-32-0702	大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121
	・無料・・・点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物 ・半額・・・盲人用点字小包郵便物 聴覚障がい者用小包郵便物（聴覚障がい者用ビデオテープ）				詳しくは郵便局に 問い合わせてください。

無料番号案内	療育手帳をお持ちの方 ふれあい案内 フリーダイヤル 0120-104174	詳しくはNTTに 問い合わせください。
携帯電話割引 制度	携帯電話各社の携帯電話基本使用料等が割引になります。	詳しくは携帯電話各社へ問 い合わせください。
施設利用料の 減免	県内各施設の利用料が減免になります。 町内：ゴールデンユートピア利用料	詳しくは各施設に 問い合わせください。
税金	<p>本人又は配偶者、扶養親族が障がい（児）者の場合、所得控除の加算があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者控除（療育手帳B） 控除額27万円</li> <li>・特別障害者控除（療育手帳A） 控除額40万円</li> </ul> <p>※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。</p>	浜田税務署 電話 0855-22-0360
	<p>本人又は配偶者、扶養親族が障がい（児）者の場合、所得控除の加算があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者控除（療育手帳B） 控除額26万円</li> <li>・特別障害者控除（療育手帳A） 控除額30万円</li> </ul> <p>※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。</p>	住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213
自動車税減免	<p>自動車の所有者及び運転者によって減免の適用される範囲が制限されています。</p> <p>療育手帳Aの交付を受けている方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の所有者</li> </ul>	西部県民センター 県央事務所 電話 0854-84-9576
軽自動車税 減免	<p>障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方（本人の所有する自動車がない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者</li> </ul> <p>障がい者本人</p>	住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213
自動車取得税 減免	<p>生計を一にする方・・・障がい者の方のための交通手段として使われること</p> <p>常時介護する方・・・障がい者の通学、通院、通所、生業等の利用に供していること</p>	島根県税務課 電話 0852-37-0341

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

区分	申請時期	手続きに必要なもの	申込先
新規申請 更新	新規申請：随時 更新： 有効期限終了日の 3ヶ月前から	① 申請書 ② 印鑑 ③ 写真(縦4cm×横3cm) ④ 診断書(手帳用) ⑤ 個人番号及び身元確認書類 ※障がい年金証書の写し等、同意書を添付する場合は診断書省略可 ※更新の場合は写真不要(但し、等級変更等あった場合は必要です。)	
障がいの状態が 変わったとき	手帳の有効期限内	① 申請書 ② 印鑑 ③ 写真(縦4cm×横3cm) ④ 診断書(手帳用) ⑤ 個人番号及び身元確認書類	福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931
紛失・破損したとき	随時	① 再交付申請書 ② 印鑑 ③ 写真(縦4cm×横3cm) ④ 手帳(破損の場合) ⑤ 個人番号及び身元確認書類	大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話382-3121
氏名・住所が 変わったとき	30日以内	① 変更届 ② 印鑑 ③ 手帳 ④ 個人番号及び身元確認書類 ※転出の場合は転出先の市町村で 手続きを行ってください。	
死亡・本人都合による 返還	随時	① 手帳 ② 返還届	

### 【 精神障害者保健福祉手帳の各種料金割引・減免 】

県内運賃割引	適用会社	バス	電車	旅客船	乗車券購入の際に手帳を呈示し、購入する。 詳しくは適用会社に 問い合わせください。
		本人及び介護者又は本人のみ 市町村営バス、石見交通 一畑バス、松江市営バス 中国JRバス、日の丸自動車 隠岐海士バス (一部対象外)	本人のみ 一畑電車 最低運賃 大人 160円 小人 80円	本人のみ 隠岐汽船	
	割引率	50%			
タクシー運賃 割引	割引率	10% (10円未満端数を切捨て)			詳しくはタクシー会社に問 い合わせください。

NHK放送 受信料免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全額免除・・・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で世帯全員が住民税非課税</li> <li>・半額免除・・・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主かつ受信契約者</li> </ul>	〒690-0065 松江市灘町1-21 NHK 松江放送局 電話 0852-32-0702	福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931 大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121
無料番号案内	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ふれあい案内 フリーダイヤル 0120-104174		詳しくはN T Tに 問い合わせください。
携帯電話割引 制度	携帯電話各社の携帯電話基本使用料等が割引になります。		詳しくは携帯電話各社へ問 い合わせください。
税金	所得税	本人又は配偶者、扶養親族が障がい(児)者の場合、所得控除の加算があります。 ・障害者控除 (精神障害者保健福祉手帳2級・3級) 控除額27万円 ・特別障害者控除(精神障害者保健福祉手帳1級) 控除額40万円 ※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。	浜田税務署 電話 0855-22-0360
	住民税	本人又は配偶者、扶養親族が障がい(児)者の場合、所得控除の加算があります。 ・障害者控除 (精神障害者保健福祉手帳2級・3級) 控除額26万円 ・特別障害者控除(精神障害者保健福祉手帳1級) 控除額30万円 ※上記控除の他に、特別障がい者と同居し扶養している場合は「同居特別障がい者」の控除額が適用されます。	住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213
自動車税減免	自動車の所有者及び運転者によって減免の適用される範囲が制限されています。 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ・自動車の所有者		西部県民センター 県央事務所 電話 0854-84-9576
軽自動車税 減免	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする方(本人の所有する自動車がない場合) ・運転者 障がい者本人		住民課 電話 0855-75-1213 町内無料電話 375-1213
自動車取得税 減免	生計を一にする方・・・障がい者の方のための交通手段として使われること 常時介護する方・・・障がい者の通学、通院、通所、生業等の利用に供していること		島根県税務課 電話 0852-37-0341

## II. 各種法律に基づくサービス

### 1. 手当

#### (1) 特別児童扶養手当

対象	精神又は身体に中度から重度の障がいがある児童を監護・養育する父母又は父母に代わって児童を監護・養育している方
支給額	月額 51,700円(1級) (平成29年4月～改定) 月額 34,430円(2級) (平成29年4月～改定)
支給月	4月、8月、11月 ※支給月にそれぞれの前月までの3ヶ月分の手当をまとめて支払います。
必要な書類	① 認定請求書 ② 本人の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票 ③ 課税証明書 ④ 診断書 ⑤ 印鑑 ⑥ 通帳 ⑦ 個人番号及び身元確認書類 ※療育手帳Aや障がいによっては身体障害者手帳をお持ちの場合、診断書を省略できる場合があります。
その他	○所得制限があります。 ○障がいの程度に該当する場合でも、対象児童が施設に入所している場合や障がいを事由とする年金などを受けている場合、手当は支給されません。

#### (2) 特別障害者手当

対象	20歳以上で著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする在宅で生活しておられる方
支給額	月額 26,940円
支給月	2月、5月、8月、11月 ※支給月にそれぞれの前月までの3ヶ月分の手当をまとめて支払います。
必要な書類	① 認定請求書 ② 本人の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票 ③ 診断書 ④ 年金などの収入金額を明らかにすることができる書類 ⑤ 印鑑 ⑥ 通帳 ⑦ 個人番号及び身元確認書類
その他	○所得制限があります。 ○施設に入所された場合や病院に継続して3ヶ月以上入院されている場合、手当は支給されません。

### (3) 障害児福祉手当

対象	20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方
支給額	月額 14,650円
支給月	2月、5月、8月、11月 ※支給月にそれぞれの前月までの3ヶ月分の手当をまとめて支払います。
必要な書類	① 認定請求書 ② 本人の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票 ③ 診断書 ④ 印鑑 ⑤ 通帳 ⑥ 個人番号及び身元確認書類
その他	○所得制限があります。 ○施設に入所されている場合、障がいを事由とする年金を受給されている場合、手当は支給されません。

問い合わせ先：島根県障がい福祉課 電話0852-22-6526  
美郷町福祉事務所 電話0855-75-1931  
町内無料電話375-1931

## 2. 年金制度

20歳以上の人はずべて、国民年金や厚生年金や共済年金などの公的年金に加入することになっています。障がいにより十分に働けなくなった場合、その年金の加入状況によって、障がい年金が支給されることがあります。

### (1) 障害基礎年金

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民年金に加入している間に初診日があること</li> <li>② 一定の障がいの状態にあること</li> <li>③ 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること</li> <li>●初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと</li> </ul> </li> </ul>
年金額	<p>1級 779,300円×1.25+子の加算</p> <p>2級 779,300円+子の加算</p>
必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 戸籍謄本</li> <li>② 印鑑</li> <li>③ 診断書（年金用）</li> <li>④ 裁定請求書・病歴申立書</li> <li>⑤ その他必要書類（一部省略できる場合があります。）</li> </ul>
問い合わせ	<p>美郷町役場住民課 電話0855-75-1213</p> <p style="text-align: center;">町内無料電話375-1213</p> <p>日本年金機構浜田年金事務所 電話 0855-23-0442</p>

### (2) 障害厚生（共済）年金

支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 厚生年金に加入している間に初診日があること</li> <li>② 一定の障がいの状態にあること</li> <li>③ 保険料納付要件 初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること</li> <li>●初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと</li> </ul> </li> </ul>
年金額	<p>1級 報酬比例の年金額×1.25</p> <p>2級 報酬比例の年金額</p> <p>3級 報酬比例の年金額 ※最低保障額 584,500円</p>
問い合わせ	<p>【厚生年金】</p> <p>日本年金機構浜田年金事務所 電話0855-23-0442</p> <p>【共済年金】</p> <p>各共済組合</p>

### Ⅲ. 障害者総合支援法に基づくサービス

#### 1. 自立支援医療

##### (1) 更生医療、育成医療

内容（対象者等）	経費	申込先
<p>・更生医療（18歳以上） 障がい除去・軽減手術などの治療によって確実に効果が期待できる方に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。</p> <p>・育成医療（18歳未満） 身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、その障がい除去・軽減手術等の治療によって確実に効果が期待できる方に対して、その障がいの除去・軽減に必要な医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの。</p> <p>◎ 指定されている医療機関の医療に限ります。</p>	<p>原則1割負担 ※世帯の所得状況と疾病に応じて負担上限額が設定されています。</p>	<p>福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931</p>

#### 【 更生・育成医療の対象となる医療の例 】

障がい名	医療内容
視覚障がい	白内障手術、角膜移植手術、 眼球摘出後の組織充填術や義眼包埋術等
聴覚障がい	外耳道形成術、人工内耳等
肢体不自由	人工関節置換術、骨切術等
音声、言語、そしゃく機能障がい	上（下）顎骨形成術、歯科矯正治療等
心臓機能障がい	弁形成・置換術、大動脈冠動脈バイパス術、 ペースメーカー埋め込み術、経皮的冠動脈形成術等  (手術により障がいの除去・軽減が見込まれるもの限り、内科的治療のみは除く。)
じん臓機能障がい	人工透析、腎移植術等
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調整療法等
肝臓機能障がい	肝臓移植術、移植術後の抗免疫療法

【 更生医療・精神通院医療・育成医療の利用者負担上限月額 】

区分	世帯の収入状況	自立支援医療 月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	町民税非課税世帯 (本人収入 ≤ 80万)	2,500円
低所得2	町民税非課税世帯 (80万 < 本人収入)	5,000円
中間所得1 (重度かつ継続)	町民税課税世帯 (町民税所得割 < 3.3万)	5,000円
中間所得2 (重度かつ継続)	町民税課税世帯 (3.3万 ≤ 市民税所得割 < 23.5万)	10,000円
一定所得以上 (重度かつ継続)	町民税課税世帯 (23.5万 ≤ 市民税所得割)	20,000円
一定所得以上		対象外

【 透析通院費助成制度 】

対象	自立支援医療（透析通院）給付を受けている方
内容	血液透析療法を受ける場合の通院にかかる交通費を助成します。 ・公共交通機関の乗車券購入費の全額 （手帳等の割引を適用したあとの運賃） ・自家用車の場合は通院往復距離1km20円で算出した額
必要な書類	①自立支援医療受給者証（更生医療） ②申請書 ③印鑑 ④口座番号のわかるもの（初めて申請される場合）
申込先	福祉事務所（障がい者支援係）電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931 大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121

【 精神通院費助成制度 】

対象	自立支援医療（精神通院医療）給付を受けている方
内容	精神通院に係る交通費を、月2回を上限に助成します。 ・公共交通機関の乗車券購入費の全額 （手帳等の割引を適用したあとの運賃） ・自家用車の場合は通院往復距離1km20円で算出した額
必要な書類	①自立支援医療受給者証（精神通院） ③申請書 ③印鑑 ④口座番号のわかるもの（初めて申請される場合）
申込先	福祉事務所（障がい者支援係）電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931 大和事務所 電話 0855-82-3121 町内無料電話 382-3121

## (2) 自立支援医療（精神通院医療）

内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患で通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担を軽減する制度です。</li> <li>・医療保険の種類にかかわらず、自己負担額は原則1割負担になります。</li> <li>・世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担に上限額を設定します。</li> </ul>	
必要な書類	新規・再認定	自立支援医療（精神通院医療）のみ ①申請書 ②所得調査に関する同意書 ③医療保険証の写し （同じ保険に加入している方全て） ④診断書（自立支援医療用） ⑤印鑑 ⑥個人番号及び身元確認書類 ⑦障害年金等の収入がわかる書類 （受給しておられる方のみ）
	精神障害者保健福祉手帳と同時申請	①～③同上 ④診断書 （精神障害者保健福祉手帳用） ④～⑥同上
	変更	〈保険証の変更〉 ①記載事項変更届 ②自立支援医療受給者証 ③医療保険証 ④印鑑 <b>【所得区分・医療機関変更の場合】</b> ⑤申請書 ⑥所得調査に関する同意書 ⑦障害年金等の収入がわかる書類 （受給しておられる方のみ）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請できるのは、本人またはその保護者です。</li> <li>○再認定申請は1年毎で、有効期限終日の3ヶ月前から申請できます。</li> <li>○診断書の提出が「2年に一度」であるため、提出が不要な年もあります。</li> <li>○入院時の医療費は対象になりません。また、精神疾患以外の診療科の医療は対象になりません。</li> </ul>	

## 2. 補装具

内容	経費	申込先
身体上の障がいを補うための用具の交付・修理が受けられます。 同じ種目が利用できる場合は、介護保険制度が優先します。 原則、耐用年数内は修理で対応していただきます。	原則1割負担 <b>※町民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。</b> <b>※町民税課税世帯は負担上限額を設定。</b> <b>※ただし、一定所得以上は対象外。</b>	福祉事務所 （障がい者支援係） 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931

【 所得を判断する際の世帯の範囲 】 (補装具・日常生活用具)

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯 ※保護者が障がい者である場合は、保護者と配偶者

【 補装具の種目 】

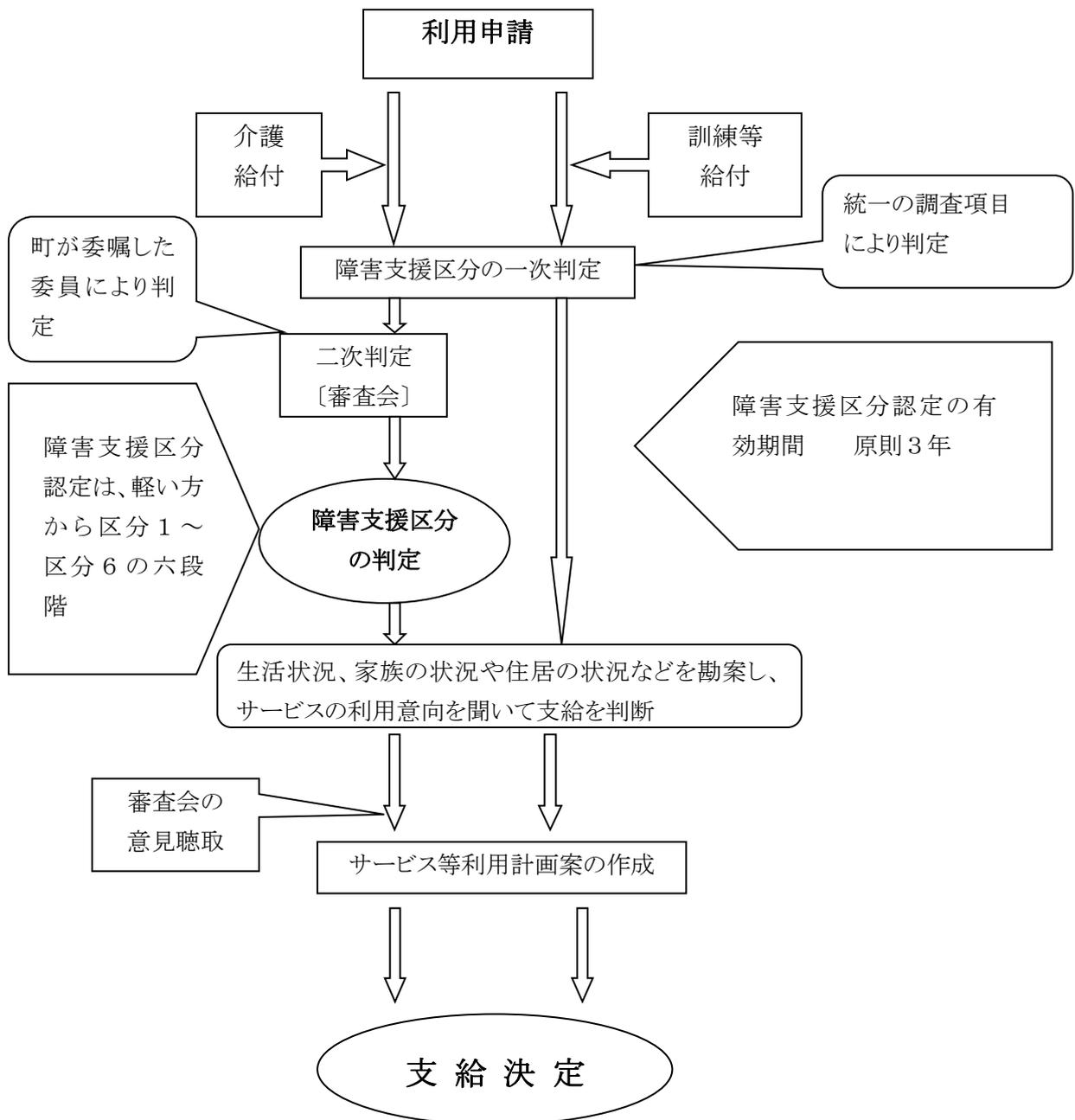
障がい名	補装具名	耐用年数	
視覚障がい	盲人安全つえ	2～5年	
	義眼	2年	
	矯正眼鏡、遮光眼鏡、 コンタクトレンズ、弱視眼鏡	4年	
聴覚障がい	補聴器	5年	
肢体不自由	重度障がい者意思伝達装置	5年	
	義肢	殻構造義手	1～4年
		骨格構造義手	1～5年
		殻構造義足	1～5年
		骨格構造義足	0.5～5年
	装具	下肢装具	1.5～3年
		靴型装具	1.5年
		体幹装具	1～3年
		上肢装具	2～3年
	車いす	オーダーメイド、レディメイド	6年
	電動車いす		6年
	歩行器		5年
	歩行補助つえ		4年
	座位保持いす(児のみ)		3年
	起立保持具(児のみ)		3年
頭部保持具(児のみ)		3年	
排便補助具(児のみ)		2年	

### 3. 介護給付、訓練等給付

障害者総合支援法に基づき、在宅・通所・施設入所等のサービスを提供します。

内 容	経 費	申込先
障がいのある方、難病の方が介護を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」のサービスを、障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別にサービス内容、サービス量を決定し、支給します。	基本は1割負担。 生活保護世帯は無料。 その他は市民税課税状況・年金受給状況による月額負担上限額を設定。	福祉事務所 (障がい者支援係) 電話 0855-75-1931 町内無料電話 375-1931

#### 【サービス利用申請から給付決定まで】



【利用者負担上限月額（介護給付、訓練等給付）】

利用者負担上限月額は、ご利用になる方の年齢・サービスの種類および世帯等の課税・収入状況により次のとおりとなります。

<収入・所得割額の判定対象者>

I & II →利用者本人+配偶者

(18歳以上の居宅・通所サービス、グループホーム利用者及び20歳以上の施設入所利用者)

III & IV →利用者本人の保護者の住民登録世帯

(18歳未満の居宅・通所サービス利用児童及び20歳未満の施設入所者)

I <居宅・通所サービス利用者(18歳以上)>

区分	世帯の収入状況・所得等の要件	負担上限月額
低所得1	町民税非課税世帯(年間収入80万円以下)	0円
低所得2	町民税非課税世帯(年間収入80万円超え)	0円
一般1	町民税課税世帯(町民税所得割の合計額が16万円未満)	9,300円
一般2	町民税課税世帯(町民税所得割の合計額が16万円以上)	37,200円

II <施設入所利用者(20歳以上)及びグループホーム利用者(18歳以上)>

区分	所得等の要件	負担上限月額
低所得1	町民税非課税世帯(年間収入80万円以下)	0円
低所得2	町民税非課税世帯(年間収入80万円超え)	0円
一般2	町民税課税世帯	37,200円

※20歳以上の施設入所者及びグループホーム利用者は町民税所得割が16万円未満であっても、区分は「一般2」となります。

III <居宅・通所サービス(18歳未満の児童)>

区分	所得等の要件	負担上限月額
低所得1	町民税非課税世帯(年間収入80万円以下)	0円
低所得2	町民税非課税世帯(年間収入80万円超え)	0円
一般1	町民税課税世帯(町民税所得割の合計額が28万円未満)	4,600円
一般2	町民税課税世帯(町民税所得割の合計額が28万円以上)	37,200円

IV <施設入所利用者(18~19歳)>

区分	所得等の要件	負担上限月額
低所得1	町民税非課税世帯(年間収入80万円以下)	0円
低所得2	町民税非課税世帯(年間収入80万円超え)	0円
一般1	町民税課税世帯(町民税所得割の合計額が28万円未満)	9,300円
一般2	町民税課税世帯(町民税所得割の合計額が28万円以上)及びグループホーム利用者	37,200円

※なお<生活保護受給者(生活保護受給世帯)>の利用者の方は、負担上限月額は0円です。

【 介護給付、訓練等給付のサービス内容 】

(1) 障がい者を対象としたサービス

自立支援 給付	障がい福祉サービス	対 象 者	サービス内容
介護給付	居宅介護	障がい者 《障害支援区分1以上》	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする者 《障害支援区分4以上で2肢以上に麻痺があり、認定項目調査で「歩行」「移乗」「排尿」「排便」が「できる」以外で認定された者》	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする者《障害支援区分3以上》	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	常時介護を有する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い者 《障害支援区分6》	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期間の入所を必要とする者 《障害支援区分1以上》	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
	療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする者 《気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をおこなっている障害支援区分6の者、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって障害支援区分5以上》	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者 《障害支援区分3以上、50歳以上は障害支援区分2以上》	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者 《障害支援区分4以上、50歳以上は障害支援区分3以上》	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・回復訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的、精神障がい者	自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間日常生活能力を向上するための訓練や相談支援を行います。
	就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用計画に基づく就労が可能なる者	通所により、雇用計画に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者	通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	就労し、又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

(2) 障がい児を対象としたサービス(障害児通所支援)

サービス名	対象児童	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練などの支援を実施
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童	日常生活における基本的な動作の指導などの支援及び治療を実施
放課後等デイサービス	就学中の障がい児	授業の終了後又は休校日において、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援を実施
保育所等訪問支援	保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障がい児	保育所等を訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を実施

#### 4. 地域生活支援事業

自立支援医療、補装具給付事業、介護給付、訓練等給付は法の制度に基づき実施しますが、地域生活支援事業は、町の事業として実施します。従って、他市町村と制度内容が異なります。

サービスの種類	対象者	内容
相談支援事業	在宅の障がい者や障がい児の保護者又は介護を行う者等。	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。また、福祉サービスの利用計画を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。 町は次の事業所に事業委託を行っています。 ・サポートセンターおおち
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者。	障がい者とその他のものの意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣を行います。団体、個人利用とも派遣費用は無料です。
日常生活用具給付	在宅の重度障がい者	在宅の重度障がい者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。 負担上限月額「所得を判断する際の世帯の範囲」は補装具と同じです。 同じ給付種目がある場合は、介護保険制度が優先します。 原則、耐用年数期間内は給付できません。
住宅改修費給付事業	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する方で、障がい程度等級1～3級の方（特殊便器については上肢障がい2級以上でも可）。	在宅の重度障がい（児）者が、段差解消などの住環境の改善を行う場合の、用具の購入費及び改修工事費を給付します。 給付の額は、対象経費（助成上限額20万円）のを給付します。 原則、給付は1回で、改修の前に申請が必要です。（事後申請は対象になりません。） また、介護保険制度の住宅改修費給付事業が優先します。
移動支援事業	障がい者（児）であって、屋外での移動に介助、支援が必要な者。	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための支援を行います。 社会参加、短期入所時の送迎、通勤、通学など。 利用者負担は1割となります。
地域活動支援センター	障害者基本法に規定される障がい者の方	通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等のサービスを提供します。
日中一時支援事業	家族等の都合等により、日中の一時預かりが必要な障がい者（児）	障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者（児）の日中一時預かりを行います。
自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者	身体障がい者が運転免許取得のための経費を助成します。 助成限度額 対象経費の2/3（上限10万円）
自動車改造費助成事業	身体障がい者	身体障がい者自身が、所有し運転する自動車を改造した場合、改造経費を助成します。 助成限度額 対象経費の全額（上限10万円） 助成には要件がありますので、詳しくはご相談ください。

## 《相談支援事業》

### (1) 障害者相談支援事業の概要

地域の障がい者等（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児）の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

### (2) 指定特定相談支援事業者

相談支援事業所	住所	電話
サポートセンターおおち	美郷町粕淵 1 1 7 - 1	7 5 - 8 0 8 1

## 《地域活動支援センター》

障がい者が通所し、地域の中で労働、創作、作業活動等を行い、また日常生活指導等を受ける施設。※利用定員は 10 名程度です。

名 称	住 所	運営主体	電話
美郷町地域活動支援センター あおぞら	美郷町粕淵 1 1 7 - 1	(福) わかば会	7 5 - 8 0 1 3

## 日常生活用具の種類

種類	耐用年数	障がい	性能等	基準額(円)
頭部保護帽	3年	療育手帳Aで、てんかん等の発作等により頻繁に転倒する3歳以上の知的障がい児(者)	スポンジ・革製	15,200
			スポンジ・革・プラスチック製	36,750
T字状・棒状のつえ	3年	平衡機能、下肢機能、体幹機能、1、2、3級。3歳以上	木材製	2,200
			軽金属製	3,000
便器(手すり付)	8年	下肢又は体幹2級以上。学齢児以上。	容易に使用し得るもの	4,450
特殊寝台	8年	下肢又は体幹2級以上。18歳以上。	頭部脚部の傾斜角度を調整できるもの	154,000
体位変換器	5年	下肢又は体幹2級以上、学齢児以上(下着交換等に介助が必要な者)	障がい者の体位を容易に変換できるもの	15,000
特殊尿器	5年	下肢または体幹1級(常時介護が必要な者)、学齢児以上	尿が自動的に吸引され、容易に使用できるもの	67,000
入浴担架	5年	下肢または体幹機能障害2級(入浴に介護が必要な者)、3歳以上	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400
入浴補助用具	8年	下肢または体幹機能障害で、入浴に介助を必要とする者、3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。ただし住宅改修を伴うものを除く。	90,000
特殊便器	8年	上肢障害1、2級、療育手帳Aで、訓練を行っても排便後の処理が困難なもの、学齢児以上	足踏みペダルにて温水温風を出せ、容易に使用できるもの。ただし住宅改修を伴うものを除く。	151,200
特殊マット	5年	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要するもの)、18歳以上 下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要するもの)及び療育手帳A、3歳以上18歳未満	じょくそうの防止や失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600
訓練いす(児のみ)	5年	下肢または体幹機能障害1、2級	原則として付属のテーブルをつけるもの	33,100
移動用リフト	4年	下肢または体幹機能障害1、2級、3歳以上	移動させる際に容易に使用し得るもの。ただし天井走行型、住宅改修を伴うものを除く。	159,000
移動・移乗支援用具	8年	平衡または下肢若しくは体幹機能障がい、家庭内の移動等において介助を必要とするもの(1、2、3級)、3歳以上	障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安全性を有するもの。転倒防止、立ち上がり動作・移乗動作の補助、段差解消等の用具	60,000

情報通信支援用具	4年	上肢機能障がい又は肢体不自由 1、2級、視覚障害2級以上	障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフト	100,000
訓練用ベッド（児のみ）	8年	下肢又は体幹機能障がい1、2級	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200
視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	6年	視覚障がい1、2級。学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、DAISY方式による録音された図書の再生が可能な製品で容易に使用できるもの	
			録音再生	85,000
			再生専用	35,000
視覚障がい者用点字 タイプライター	5年	視覚障がい者1、2級（就労中、就労見込み、就学中の者）	容易に操作できるもの	63,100
視覚障がい者用 体温計 （音声式）	5年	視覚障がい者1、2級のみの世帯、又はこれに準ずる世帯 学齢児以上。	容易に使用し得るもの	9,000
視覚障がい者用 拡大読 書器	4年	視覚障がい者であって本装置により文字等を読むことが可能になる者 学齢児以上	画像入力装置の上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの	198,000
視覚障がい者用時計	10年	視覚障がい1、2級の18歳以上のもの（音声時計は、手指の触覚障害のため触読式時計の使用が困難なものを原則とする）	触読式	10,300
			音声式	13,300
歩行時間延長 信号機用小型送信機	10年	視覚障がい1、2級 学齢児以上	容易に使用し得るもの	87,400
電磁調理器	6年	視覚障がい1、2級（視覚障がい者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する） 18歳以上	容易に使用し得るもの	41,000
視覚障がい者用体重計	5年		容易に使用し得るもの	18,000
点字器（標準型）	7年	視覚障がい1、2級 学齢児以上	標準型（真鍮）32マス×18行・両面書き	10,400
			標準型（プラスチック）32マス×18行・両面書き	6,600
点字器（携帯型）	5年		携帯型（アルミ）32マス×4行。片面書き	7,200
			携帯型（プラスチック）32マス×12行・片面書き	1,650
点字ディスプレイ	6年	視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級の重度重複障がいのある18歳以上	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500

視覚障がい者用活字文 書読上げ装置	6年	視覚障がい2級以上。学齢児以上。	文字情報と同一紙面上に掲載 された当該文字情報を読み取 り、音声信号に変換して出力 する機能を有するもので、視 覚障がい者が容易に使用でき るもの	99,800
聴覚障がい者用 通信装置 ※ファックスを含む	5年	聴覚、発声・発語に著しい障がい有 する者で、コミュニケーション・緊急 連絡等の手段として必要な者（3級以 上）学齢児以上	一般の電話機に接続できるも ので音声の代わりに、文字等 により通信が可能な機器であり、 容易に使用しうるもの	71,000
携帯用会話補助装置	5年	音声・言語、肢体不自由で、発声・発語 に著しい障がい有する者。学齢児以上	携帯式で、言葉を音声又は文章 に変換する機能を有し、容易に 使用し得るもの	98,800
聴覚障がい者用情報受信 装置	6年	聴覚障がい児・者のうち必要と認め られる者（3級以上）	字幕及び手話通訳つきの聴覚 障がい者用番組並びに、テレビ 番組に字幕及び手話通訳の映 像合成したものを画面に出力 する機能を有し、災害時の聴覚 障がい者向け緊急信号を受信 するもので、容易に使用できる もの	88,900
聴覚障がい者用 屋内信号装置	10年	聴覚障がい者のみの世帯、これに準ずる 世帯に属する18歳以上の者（2級）	音・音声等を視覚、触覚等によ り感知できるもの	87,400
透析液加温器	5年	じん臓機能障がい3級以上で自己連続 携行式腹膜灌流法による透析療法を行 う方。3歳以上。	透析液を加温し、一定温度に保 つもの	51,500
火災警報器	8年	障がい等級2級以上、療育手帳A（火 災発生時の感知及び避難が著しく困難 な者のみの世帯及びこれに準ずる世 帯）	室内の火災を煙又は熱により 感知し、音又は光を発し、屋外 にも警報ブザーで知らせ得る もの	15,500
自動消火器	8年		室内温度の異常上昇又は炎の 接触で自動的に消化液を噴射 し初期火災を消火し得るもの	28,700
酸素ボンベ運搬車	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う 18歳以上の者	容易に使用し得るもの	17,000
ネブライザー	5年	呼吸器機能障がい吸入加湿処置によ り、呼吸に伴う負担の軽減を図るため 必要な者（1、3級）	容易に使用し得るもの	36,000
人工喉頭（笛式）	4年	喉頭摘出者	容易に使用し得るもの	5,000
人工喉頭（電動式）	5年			70,100

電気式たん吸引器	5年	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の者が必要と認められる者	容易に使用し得るもの	56,400
ストーマ用装具 (蓄便袋、蓄尿袋)	—	ぼうこう、直腸機能障がいにより人工肛門・人口膀胱を増設したものの		畜便袋 12,000
				蓄尿袋 12,000
紙おむつ	—	排便。排尿機能障がいがある者 ・ストマ装具が装着できない者 ・先天性疾患、神経性障がいに起因する高度の排便・排尿機能障がいがある者 ・先天性鎖肛のある者 ・脳性まひ等脳原性運動機能障がいのある者	紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿	12,000
収尿器	1年	脊髄損傷等により高度な排尿障がい(特に失禁など)がある者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置付のもの	
			男性(普通型)	7,700
			男性(簡易型)	5,700
			女性(普通型)	8,500
			女性(簡易型)	5,900
居宅生活動作補助用具(住宅改修)		下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)3級以上の者(ただし特殊便器への取替えは上肢障がい2級以上でも可(原則1回限り))	障がい(児)者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000

#### IV. 相談員制度

##### ○身体障害者相談員

身体障害者相談員は身体に障がいのある者の相談に応じ、身体に障がいのある者の更正のために必要な支援を行い、身体障害者地域活動の推進、関係機関への協力等、身体に障害のある者の福祉の増進を図ることを目的としています。

名 前	住 所
山田 康司	美郷町粕渕431番地

##### ○知的障害者相談員

知的障害者又はその保護者の相談に応じ、必要な支援を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行に協力し、知的障害者の福祉の増進を図ることを目的としています。

名 前	住 所
波多野 美代子	美郷町信喜475番地

## V. 県制度に基づくサービス

### 1. 福祉医療

対 象	次のうち、いずれかに該当される方 ①療育手帳A所持者。 ②身体障がい者手帳1、2級所持者 ③身体障がい者手帳3、4級所持者で知的障がいのある方 ④ひとり親家庭（母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない父・母で、18歳未満または高等学校第3学年まで） ⑤65歳以上で3ヵ月以上の寝たきりの介護が必要な方 ⑥精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ⑦精神障害者保健福祉手帳2級所持者で、身体障害者手帳3級または4級所持者 ⑧精神障害者保健福祉手帳2級所持者で、知的障がいのある方 ※③および⑧の知的障がいは判定機関により判定します（概ねIQ50以下）。
負 担 額	医療費の1割負担（1ヶ月・1医療機関あたり）。負担上限月額は下記のとおりです。※薬局、柔道整復施術、はり・きゅう・あんま・マッサージ、治療用装具、訪問看護等の医療費負担はありません。
申 請 に 必 要 な 物	①印鑑 ②保険証 ④申請書
そ の 他	本人の所得により制限があります。
申 請・問 合 せ 先	福祉事務所(障がい者支援係) 電話 75-1931(町内無料電話 375-1931) 大和事務所 電話 82-3121(町内無料電話 382-3121)

#### 【 福祉医療の利用者負担の月額上限額 】

区 分	入 院	通 院
一般世帯（市民税課税世帯）	20,000円	6,000円
町民税非課税世帯	2,000円	1,000円
20歳未満の障がい児（者） （年齢判定基準日10/1）	2,000円	1,000円

### 2. 島根県重症心身障がい児（者）相談員

重度の障がいのある子どもたちの生活や成長を支援するとともに、家族が抱える負担の軽減を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境を整備するため、様々なケースを個々にきめ細かく聞取り、医療や福祉サービスに的確に繋げていくことを目的とする相談員制度です。

（相談員の業務）

- ①家庭における療育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うこと。
- ②専門的な相談指導（市町村、保健所、児童相談所及び心と体の相談センターが行うもの）に関し、関係機関へ連絡すること。

（相談員氏名）

福田 功（ふくだ いさお） 出雲市大津町在住  
堀田優子（ほった ゆうこ） 邑智郡邑南町在住  
芦矢京子（あしや きょうこ） 出雲市小山町在住

【相談員連絡先】 ファクス 0853-23-4544

### 3. 島根県心身障がい者扶養共済制度

障がい者の保護者（65歳未満）が加入でき、保護者が死亡した時等に、本人に対して年金が支給される制度です。

加入対象	県内に住所がある障がい者の保護者で、特定の疾病または障がいがない65歳未満の方		
年金額	1口の場合：月額20,000円 2口の場合：月額40,000円		
掛金	加入者となったときの年齢	月額掛金（1口）	※2口加入もできます。 ※※ 上記は平成20年4月1日以降、新たに加入される場合の掛金です。
	～35歳未満	9,300円	
	35歳以上～40歳未満	11,400円	
	40歳以上～45歳未満	14,300円	
	45歳以上～50歳未満	17,300円	
	50歳以上～55歳未満	18,800円	
	55歳以上～60歳未満	20,700円	
60歳以上～65歳未満	23,300円		
給付期間	保護者の死亡月または重度障がいとなった月から障がい者の死亡月まで		
必要な書類	①印鑑 ②加入者及び対象者の住民票 ③手帳 ④その他必要な書類		
問い合わせ	美郷町役場 福祉事務所		

### 4. 思いやり駐車場制度

思いやり駐車場を必要とする方に、県内に共通する利用証を交付することで、駐車場を利用できる方を明らかにし、駐車スペースを確保する制度です。

なお、全国で同様の制度を実施している30府県でも利用可能です。

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体に障がいがある方で歩行困難な方</li> <li>・療育手帳Aで、歩行困難な方</li> <li>・精神保健福祉手帳1級で、歩行困難な方</li> <li>・要介護認定要支援1以上で、歩行困難な方</li> <li>・難病患者で、歩行困難な方（小児慢性特定疾患も含みます）</li> <li>・妊産婦の方（妊娠7ヵ月から産後1年間）</li> <li>・一時的な疾病（骨折、病気等）等により歩行困難な方</li> </ul>
必要な書類	①申請書 ②手帳、各受給者証、保険者証、診断書、母子手帳等の写し ※郵送申請の場合③返信用封筒（A4）、④140円切手（返信用封筒に貼付）
申請先	島根県健康福祉部 障がい福祉課 計画推進グループ 0852-22-6526 〒690-8501 松江市殿町1番地

## 5. 難聴児補聴器給付事業

身体障がい者手帳の交付の対象とならない、軽中度の難聴児のかたに対して、言語の習得・健全な発達を支援することを目的に補聴器の購入助成をする制度です。

対 象	町内に住所を有する18歳未満のかたで、両耳の聴力レベルが30db 以上70 db 未満で、身体障がい者手帳の交付の対象とならないかた
内 容	下記の基準額表の2/3を上限に助成します。ただし、その助成額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てた額となります。
申請に必要なもの	①印鑑 ②申請書 ③医師意見書 ④見積書 ※ 初めて申請される場合は、口座番号のわかるもの
申請・お問合せ先	美郷町福祉事務所 大和事務所

### 基準額表

補聴器の種類	1台当たりの基準額	耐用年数
ポケット型	高度難聴用 34,200円	5年
	重度難聴用 55,800円	
耳かけ型	高度難聴用 43,900円	
	重度難聴用 67,300円	
耳あな型 (レディメイド)	87,000円	
耳あな型 (オーダーメイド)	137,000円	
骨導式ポケット型	70,100円	
骨導式眼鏡型	120,000円	

## VI. 障がい者支援団体

団体名	活動目的	活動内容	事務局等の連絡先
美郷町障害者福祉協会	障がい者の社会参加の推進及び親睦交流	身体障がい者相互の情報交換・研修・スポーツ大会参加による交流等	代表者 山田康司 〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 431 電話 0855-75-0590
美郷町心の健康を守る会 (精神障害者本人及び家族の会)	町内に居住する精神障がい者とその家族の相談支援	同じ悩みを語り合い、互いに助けあう会として「支え合い」「学習」「活動」を三本柱に、医療や福祉制度の勉強会・講演会の開催、家族間の親睦会を開催。	代表者 安田恵枝 〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 373-1 電話 0855-75-0047
はやみの里	町内の精神障がい者の引きこもり防止、社会復帰の支援	美郷町心の健康を守る会と自立支援ボランティアが、季節を通じて様々な行事やレクレーションを計画し、定期的にデイケア活動を行う。 日時：毎週土曜日 10：00～15：00 場所：美郷町粕淵 45-5 はやみの里	代表者 安田恵枝 〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 373-1 電話 0855-75-0047
邑智郡障害者スポーツ協会	邑智郡内の3障がい者相互の連携を図り、親睦を深め、体力の維持と機能増進	スポーツ大会の開催 (ゲートボール、グランドゴルフ)	代表者 山田康司 〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 431 電話 0855-75-0590
七色の会	邑智郡内の精神障がい者とボランティアがふれあい、交流しながら社会参加の促進を図る	清掃活動、買い物ツアー、視察研修会等を開催	代表者 三浦信子 〒696-0314 邑智郡邑南町岩屋 482 電話 0855-84-0332
ふれあいの会	邑智郡内の知的障がい者とボランティアがふれあい、交流しながら社会参加の促進を図る	清掃活動、買い物ツアー、視察研修会等を開催	邑南町社会福祉協議会 電話 0855-84-0332

## Ⅶ. 支援機関等連絡先

区 分	名 称	所 在 地	電 話 (F A X番号)
美郷町の機関	住民課	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵 168	0855-75-1213 (0855-75-1505)
	福祉事務所	同上	0855-75-1931 (0855-75-1505)
	健康福祉課	同上	0855-75-1932 (0855-75-1505)
	大和事務所	〒696-0704 邑智郡美郷町都賀本郷 163	0855-82-3121 (0855-82-3125)
島根県の機関	島根県 県央保健所	〒694-0041 大田市長久町長久ハ 7-1	0854-84-9800 (0854-84-9819)
	島根県立心と体の相談センター	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5905 (0852-32-5924)
各相談支援機関	相談支援事業所 サポートセンターおおち	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 117-1	0855-75-8081
	地域活動支援センター あおぞら	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 117-1	0855-75-8013 (0855-75-8014)
	西部発達障害者支援センター ウィンド	〒697-0005 浜田市上府町イ 2589 こくぶ 学園内	0855-28-0208 (0855-28-0217)
	浜田児童相談所	〒697-0005 浜田市上府町イ 2589	0855-28-3560 (0855-28-3565)
	高次脳機能障害大田圏域支 援拠点 亀の子サポートセ ンター	〒694-0041 大田市長久町長久ロ 267-6	0854-84-0273 (0854-82-3952)
電話相談	障害者110番(松江)	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5991 (0852-32-5992)
	障害者110番(浜田)	〒697-0016 浜田市野原町 1826-1 いわみーる内	0855-24-9338
	島根いのちの電話	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根内	0852-26-7575 (0852-36-5986)
法律相談	石見法律相談センター	〒697-0026 浜田市田町 116-12	0855-22-4514 (0855-22-4814)
就労支援事業所	障害者就労支援センター ジョブ亀の子	〒694-0041 大田市長久町長久ロ 267-6	0854-84-0271 (0854-84-0272)
	川本公共職業安定所 (ハローワーク川本)	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本 301-2	0855-72-0385
社会福祉協議会	美郷町社会福祉協議会	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 195-1	0855-75-1345

税金関係	浜田税務署	〒697-8686 浜田市殿町 79 番 8	0855-22-0360
	西部県民センター県央事務所 納税グループ	〒694-0064 大田市大田町大田イ 236-4 あすてらす 2 F	0854-84-9576
町内及び近隣の障がい者福祉サービス事業者	邑智園 (入所施設・通所施設)	〒696-1144 邑智郡美郷町小谷 361	0855-77-0041 (0855-77-0411)
	ジョイワークみさと (通所施設)	〒699-4622 邑智郡美郷町 740-7	0855-74-6033 (0855-74-6034)
	緑風園 (入所施設)	〒696-0102 邑智郡邑南町中野 2386	0855-95-0363 (0855-95-0147)
	愛香園 (入所施設)	〒696-0102 邑智郡邑南町中野 3600-1	0855-95-0811 (0855-95-0805)
	くるみ邑美園 (入所施設)	〒696-0102 邑智郡邑南町中野 3595-18	0855-95-0327 (0855-95-1991)
	ニューライフ君田 (入所施設)	〒728-0401 広島県三次市君田町東入君 35 7-1	0824-53-2080 (0824-53-2082)
	出雲サンホーム (入所施設)	〒699-0822 出雲市神西沖町 1313	0853-43-3200 (0853-43-2030)
	桑の木園 (入所施設)	〒697-0123 浜田市金城町七条ハ 559-2	0855-42-0091 (0855-42-1951)
	清風園 (入所施設)	〒694-0064 大田市川合町吉永 1025	0854-82-5300 (0854-82-5301)
	川本ワークス (通所施設)	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本 386	0855-72-3055 (0855-72-1715)
	亀の子工房 (通所施設)	〒694-0041 大田市長久町長久口 267-6	0854-82-3077
	はあもにいほうす (通所施設)	〒696-0102 邑智郡邑南町下田所 334	0855-83-1955
	居宅介護事業所	美郷町社会福祉協議会 訪問介護ステーション	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 195-1
邑智園 (居宅介護)		〒696-1144 邑智郡美郷町小谷 361	0855-77-0041 (0855-77-0411)
邑智福祉振興会 ヘルパーステーションひまわり		〒696-0102 邑智郡邑南町中野 3594-21	0855-95-3250
グループホーム (共同生活援助)	サポートハウスわかば・あ おば・さくら	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 146-1	0855-77-0041 (邑智園)
	サポートハウスさつき	〒696-0003 邑智郡川本町大字因原 96-1	0855-77-0041 (邑智園)
	サポートセンターふたば	〒696-0006 邑智郡川本町大字久座仁 270-1	0855-77-0041 (邑智園)
	タートルホーム・コーボ亀 の子	〒694-0041 大田市長久町長久口 267-6	0854-82-3077
グループホーム (共同生活援助)	グループホーム・ケアホーム 緑風園	〒696-0102 邑智郡邑南町中野 2384	0855-95-0363 (0855-95-0147)

	ハートホーム	〒696-0221 邑智郡邑南町鱒淵 3298-2	0855-83-1944
	愛香園ホームサポート	〒696-0102 邑智郡邑南町中野 3594-21	0855-95-3250
医療機関	特定医療法人 恵和会 石東病院	〒694-0064 大田市大田町大田イ 860-3	0854-82-1035
	島根県立こころの医療センター	〒693-0032 出雲市古志町 1574-4	0853-30-0556
	医療法人 エスポアール 出雲クリニック	〒693-0052 出雲市小山町 361-2	0853-21-9779
	社会医療法人 清和会 西川病院	〒697-8686 浜田市港町 293-2	0855-22-2930
	医療法人 新和会 三次病院	〒728-0401 広島県三次市栗屋町 1731	0824-62-2888
	教育関係機関	島根県立石見養護学校	〒696-0102 邑智郡邑南町中野 2348-18
島根県立浜田養護学校		〒697-0003 浜田市国分町 342-2	0855-28-2200
島根県立江津清和養護学校		〒695-0001 江津市渡津町 772	0855-52-2613
島根県立出雲養護学校 大田分教室		〒694-0052 大田市久手町刺鹿 522-1	0854-84-0213
島根県立出雲養護学校		〒699-0822 出雲市神西沖町 2485	0853-43-2260
成年後見関係機関	松江家庭裁判所 出雲支部	〒693-8523 出雲市今市町 797-2	0853-21-2114
	島根県弁護士会	〒693-8523 松江市母衣町 55-4 松江商工 会議所ビル 7 F	0852-21-3225
	成年後見センター・リーガルサポート しまね支部	〒690-0884 松江市南田町 26	0852-24-2005
	島根県社会福祉士会	〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 1 F	0852-28-8181 (0852-28-8181)
	石見成年後見センター	〒697-8686 浜田市田町 116-6 石見交通田 町ビル 2 F	0855-24-3100
	出雲成年後見センター	〒693-0003 出雲市今市町 36-9 成瀬司法書 士事務所	0853-22-8097
	医療福祉・障がい児関係	西部島根医療福祉センター	〒695-0001 江津市渡津町 1926
東部島根医療福祉センター		〒690-0884 松江市東生馬町 15-1	0855-36-8011